

令和7年度 随意契約一覧表(福祉部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	福祉総務室	令和7年度重層的 支援体制整備事業 業務	市内にコミュニティソー シャルワーカー等を配置 し、複雑化・複合化した課 題のある人への支援及 び地域住民活動のコー ディネート等を通じて、地 域の要援護者等の福祉 の向上と支援のための基 盤づくりを行い、地域の 総合相談・支援のための ネットワークを構築する。	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (福)吹田市社会福祉協議会	111,439,856円	(福)吹田市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とす る団体」として規定された団体であり、33地区に 組織された地区福祉委員会や100を超える民間 福祉施設が種別を超えて連携して地域貢献活動 を行っている施設連絡会事務局を担っており、市 内全域で地域の実情把握及び課題に対応できる 組織体制や地域とのネットワークを保持している。 このように本市の地域福祉推進の中心的役割を 担っていることから、同協議会の他に同等の要件 を満たす団体がいないため随意契約を締結するも のです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2 号(2)オに該当)
2	福祉総務室	令和7年度権利擁 護支援に係る地域 連携ネットワークの 中核機関運営業務	吹田市成年後見制度利 用促進計画に基づき、認 知症、知的障がい、精神 障がい等により判断能力 が十分でない人が住み 慣れた地域で安心して暮 らすことができるよう、成 年後見制度の利用促進 をはじめとする権利擁護 支援に係る地域連携ネッ トワークを構築するため、 中核となる機関を設置 し、運営する。	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (福)吹田市社会福祉協議会	26,748,317円	(福)吹田市社会福祉協議会は、市からの委託を 受け地域と行政とのつなぎ役であるコミュニティ ソーシャルワーカー(CSW)を配置し、地域の実情 を把握し、課題に対応できる組織体制や地域との ネットワークを保持し、日常生活自立支援事業と 法人後見事業の両方を行っている唯一の団体 で、権利擁護支援業務の豊富な知識・経験を有 し、中核機関が担うべき機能の一つである「日常 生活自立支援事業と成年後見制度の連携」を円 滑に進めることができることに加え、本市の地域 福祉推進の中心的役割を担う同協議会の他に同 等の要件を満たす団体が存在しないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2 号(2)オに該当)
3	総合福祉会館	吹田市立総合福祉 会館清掃業務	総合福祉会館、保健セン ター、保健会館の清掃業 務委託	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市昭和町10-20 (一社)吹田市障がい者の働 く場事業団	20,699,240円	・総合福祉会館は、福祉施設であり、率先して優 先調達を実施することが求められるため。 ・契約の相手方は「吹田市障がい者就労施設等か らの物品等優先調達推進方針」3の(9)に該当す る認定を受けているため。 ・平成27年度から業務を委託しているが、業務の 遂行状況は良好で、障がい者の実習の場として活 用されているため。 ・月曜日から土曜日の9時から22時まで開館して いる会館の清掃業務を、仕様書どおり業務を遂行 できる障がい者団体は、吹田市内では相手方を 除いては存在しないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3 号に該当)

4	生活福祉室	生活保護等版レセプト情報管理システム再構築(標準化対応)業務	レセプト情報管理システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を行うための業務委託	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	東京都中央区銀座1丁目10番1号 株式会社法研	3,272,500円	生活保護等版レセプト情報管理システム再構築(標準化対応業務は株式会社法研が著作権を有するプログラム部分の標準準拠システムへの適合のための改修及びデータ移行となっており、同業他社では作業を行うことができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	生活福祉室	低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業対象者等データ作成業務	給付金給付事業の実施にあたり、給付金の支給対象者の確定のために必要な業務	令和7年4月18日から 令和7年9月30日まで (令和7年4月18日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	3,300,000円	給付金のために住基データ及び個人住民税データを抽出する必要がありますが、当該データの抽出はシステムの開発・運用事業者である事業者しか実施することができません。吹田市の住基及び個人住民税データに携わっている事業者に依頼するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
6	福祉指導監査室	指定事業者管理システムクラウドサービス利用業務	指定事業者管理システムの利用業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	東京都大田区蒲田5丁目37番1号 ニッセイ情報テクノロジー株式会社	2,913,900円	介護保険等の指定事業者の管理を行うにあたり、同システムを利用する必要があり、同システムの著作権を有するのは、同者であるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
7	高齢福祉室	吹田市いきがい教室・いきがい教室発表会管理運営業務	いきがい教室及びいきがい教室発表会の管理運営	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市末広町21番5-103号 一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会	5,153,863円	吹田市いきがい教室・いきがい教室発表会を管理運営するにあたり、教室の対象者と同じくおおむね60歳以上の高齢者で市内全域の各地区ごとに結成する単位高齢クラブで組織され、文化教養や社会奉仕、健康促進といった専門部会活動でのノウハウを持つ吹田市高齢クラブ連合会と契約することで、受講者のニーズを的確に反映した教室等の運営が期待されるため。 また、1年間の受講を終えた後に、各地域の高齢クラブ活動を紹介し、引き続き活動できる場等を案内することで、高齢者の生きがいを高めるという事業の目的が、より一層達成されるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)エに該当)

8	高齢福祉室	吹田市高齢者友愛訪問業務	吹田市内在住の寝たきりの高齢者又は一人暮らしの高齢者で、日常生活の状況把握など適切な助言又は連絡を必要とする75歳以上の者、75歳以上の高齢者世帯及び65歳から74歳までの寝たきりや一人暮らしで声かけや見守りが必要な者を、訪問し激励するとともに、活動を通じて訪問者自身の生きがいを高める	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市末広町21番5-103号 一般社団法人吹田市高齢クラブ連合会	6,028,000円	吹田市高齢者友愛訪問業務は、平成16年度委託事業開始以来、市内全域にわたって地域に密着した独自のネットワークを持ち、実情に合わせた対象者の選定が可能で、かつ、豊富な訪問実績とノウハウを持ち対象者に信頼感や親近感を与える団体であることが必要であるため。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)エに該当)
9	高齢福祉室	シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託	入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・安否確認等のサービス提供及び施設維持管理	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市中央区谷町7丁目4番15号 (福)恩賜財団済生会支部大阪府済生会	4,726,857円	生活援助員派遣事業は、生活援助員の勤務時間帯が日中であることから、安否の確認や緊急時の対応等を24時間体制で行うために、後方支援施設としてシルバーハウジングに近接している介護保険施設等から派遣することが必要です。 特別養護老人ホーム松風園を運営する左記法人は、大阪府営吹田川園シルバーハウジングに近接しており、入居者との信頼関係の下、誠実かつ適正に委託業務を実施しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
10	高齢福祉室	シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託	入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・安否確認等のサービス提供及び施設維持管理	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	兵庫県宝塚市大原野字波坂2番地7 (福)西谷会	4,726,857円	生活援助員派遣事業は、生活援助員の勤務時間帯が日中であることから、安否の確認や緊急時の対応等を24時間体制で行うために、後方支援施設としてシルバーハウジングに近接している介護保険施設等から派遣することが必要です。 憩～北千里～(地域密着型特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホーム)を運営する左記法人は、大阪府営古江台シルバーハウジングに近接しており、入居者との信頼関係の下、誠実かつ適正に委託業務を実施しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
11	高齢福祉室	シルバーハウジング生活援助員派遣事業委託	入居者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・安否確認等のサービス提供及び施設維持管理	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市岸部北4丁目9番3号 (福)寿楽福祉会	4,726,857円	生活援助員派遣事業は、生活援助員の勤務時間帯が日中であることから、安否の確認や緊急時の対応等を24時間体制で行うために、後方支援施設としてシルバーハウジングに近接している介護保険施設等から派遣することが必要です。 吹田市立岸部中グループホームを運営する左記法人は、吹田市岸部中シルバーハウジングに近接しており、入居者との信頼関係の下、誠実かつ適正に委託業務を実施しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

12	高齢福祉室	吹田市介護支援サ ポーター業務	高齢者自身が社会参加 と健康増進を図り、介護 予防を推進することを目 的に、特別養護老人ホー ムや介護老人保健施設、 病院等で、身体介護を除 く洗濯物の整理やシーツ 交換、レクリエーションの 補助等の介護支援サ ポーター活動に取り組む ことを支援するため、介 護支援サポーター研修の 実施やサポーター受入れ 施設との調整等を行うと ともに、活動に応じたポイ ント付与やポイントに応じ た助成金を交付する業 務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (福)吹田市社会福祉協議会	3,630,385円	契約を確実に履行できる施設・能力を有し、かつ、 当該契約を締結する意思を表示した者と締結す るとき、に該当するため。(随意契約ガイドライン令 第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
13	高齢福祉室	医療機関・介護サー ビス事業者・地域資 源情報検索システ ム運用業務	医療機関・介護サー ビス事業者・地域資源情報検 索システム(すいた年輪 サポートナビ)の情報調 査・更新及びシステム運 用業務を行い、市民・関 係機関等に情報を提供 する業務。また、吹田市 から事業者等に情報を 発信でき、情報を共有で きる関係者向け情報提 供サイトを運用する業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区梅田3丁目2番2 号 ジェイエムシー(株) 大阪支店	6,204,000円	システムを構築した業者に引き続き運用業務を委 託する必要があるため、特定の者でなければ役務 を提供することができないため。(随意契約ガイド ライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託 役務関係業務】カに該当)

14	高齢福祉室	生活支援コーディネーター配置業務	高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくために、多様な主体による生活支援・介護予防サービスなどの提供体制の構築する事業。生活支援コーディネーターが、すいたの年輪ネット（吹田市高齢者生活支援体制整備協議会）を開催する中で、地域における生活支援サービスの現状や課題を把握し、行政機関等や住民、生活支援等サービスを提供する多様な事業主体との連携をコーディネートし、不足するサービスの開発や担い手の発掘・養成を進める。また、生活支援サービスを提供するNPOやボランティア、民間企業等の情報共有とネットワーク化を進め、地域の支え合いの体制づくりを推進する。	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで （令和7年4月1日）	吹田市出口町19番2号 （福）吹田市社会福祉協議会	16,314,750円	契約を確実に履行できる施設・能力を有し、かつ、当該契約を締結する意思を表示した者と締結するとき、に該当するため。（随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（2）ウに該当）
15	高齢福祉室	吹田市地域包括支援センター（吹三・東地域包括支援センター）委託業務	地域における高齢者及びその介護者の相談の充実のために、委託型地域包括支援センターを運営する業務	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで （令和7年4月1日）	吹田市幸町22番5号 （福）燦愛会	150,961,000円	執行機関の附属機関において、事業者による業務実施状況について評価を行ったところ、国や市の評価指標を満たした業務を履行できており、事業目的を踏まえた運営が適切に行われていると評価されたため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】キ（ア）に該当）
16	高齢福祉室	吹田市地域包括支援センター（津雲台・藤白台地域包括支援センター）委託業務	地域における高齢者及びその介護者の相談の充実のために、委託型地域包括支援センターを運営する業務	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで （令和7年4月1日）	大阪市西淀川区福町3丁目2番39号 （医）愛仁会	150,961,000円	執行機関の附属機関において、事業者による業務実施状況について評価を行ったところ、国や市の評価指標を満たした業務を履行できており、事業目的を踏まえた運営が適切に行われていると評価されたため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】キ（ア）に該当）
17	高齢福祉室	介護保険システム法改正（令和7年4月～8月施行分）対応業務	介護保険システム法改正（令和7年4月～8月施行分）対応業務	令和7年4月1日から 令和7年9月30日まで （令和7年4月1日）	大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 （株）日立システムズ 関西支社	4,559,500円	当該システムの著作権を有する左記の者でなければ当該システムの介護保険法改正対応業務を行うことができないため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）【物品・委託役務関係業務】カに該当）

18	高齢福祉室	介護保険システム標準化に伴う事務委託再評価及び次期事務委託方針策定支援業務	介護保険システム標準化に伴う事務委託再評価及び次期事務委託方針策定支援業務	令和7年4月10日から令和8年3月31日まで (令和7年4月10日)	大阪市中央区今橋四丁目1番1号 有限責任監査法人トーマツ大阪事務所	15,048,000円	吹田市のシステム標準化及び介護保険事務委託移行全体計画を熟知した左記の者でなければ本業務を行うことができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
19	高齢福祉室	福祉サービスに係る診断料助成事業	福祉施設の利用手続きに必要な診断料を助成する業務	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 血液検査 1件につき5,619円 心電図検査 1件につき1,650円 他7項目 執行予定総額 6,082,000円	契約を確実に履行できる施設・能力を有し、左記の者でなければ本業務を行うことができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウ、に該当)
20	高齢福祉室	介護サービス相談員派遣事業運営業務	介護サービス相談員派遣事業の事務局運営業務等	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (福) 吹田市社会福祉協議会	6,943,184円	契約を確実に履行できる施設・能力を有し、左記の者でなければ本業務を行うことができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
21	高齢福祉室	保険者事務共同処理業務	保険者事務共同処理業務	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約 基本処理手数料 1件につき2,59円 主治医意見書料支払処理手数料 1件につき53.98円 他4項目 執行予定総額 3,330,586円	当該業務は各保険者に共通する業務を一元的に処理することにより、介護保険事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的に行われており、唯一、当該業者が行っているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当)
22	高齢福祉室	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の審査及び支払事務	介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の審査及び支払事務	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約 介護給付費審査支払手数料 1件につき36円 介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料 1件につき36円 執行予定総額 32,146,000円	当該業務は各保険者に共通する業務を一元的に処理することにより、介護保険事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的に行われており、唯一、当該業者が行っているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当)
23	障がい福祉室	老人医療システム運用保守業務	令和7年度における老人医療システムの運用保守	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2 (株)京信システムサービス	3,458,400円	プログラム内容の修正など、開発元である左記事業者でないと対応できない内容が含まれているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

24	障がい福祉室	吹田市障害者等地域活動支援センターⅠ型業務	地域活動支援センターⅠ型において、障がい者に対する日常生活支援、相談などの地域生活に必要な援助、並びに地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業や機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高める事業であり、また、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者の等の地域生活の支援の促進を図ることを目的とした事業	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市東淀川区上新庄2丁目1番40号 (福)コミュニティキャンパス	23,006,565円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者相談支援事業(障害者相談支援センター)を受託している法人であって、本事業実施の意思を表示したものに対してしか委託できないため(障害者相談支援事業の受託法人6者に確認したところ、意思表示があったのは、左記事業者のみ)。 (随意契約ガイドライン令第167条の第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】キに該当)
----	--------	-----------------------	--	---	---	-------------	--

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	生活福祉室	低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業に係る業務	低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業に係対象者抽出業務、コールセンター業務、窓口業務、書類の審査業務、事務処理業務、その他付随する業務	令和7年5月29日から 令和7年11月30日まで (令和7年5月29日)	岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号 (株)両備システムズ	63,834,155円	低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)給付事業は、令和7年度においても引き続き、迅速かつ確実に実施する必要がある。そのためには本事業に係る業務が既に締結されている令和6年度契約の業務と密接な関連性を有する業務であるところから、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託関係業務】(2)に該当)
2	障がい福祉室	障がい者福祉システム改修(帳票追加対応)	日常生活用具給付申請書、重度障がい者福祉タクシー申請書、精神障がい者手帳申請書及び日常生活用具給付(ストマ)支給決定通知書の帳票を現行システムに機能追加を行う	令和7年5月28日から 令和7年10月31日まで (令和7年5月28日)	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号 (株)アイネス	1,721,500円	当業務は、プログラム内容の修正等、開発元でなければ対応できない内容が含まれており、開発業者である株式会社アイネス営業本部に依頼することが妥当であることから、地方自治法第234第2項及び同施行令第167条の2第1項第2号により、同社と随意契約するものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	高齢福祉室	介護保険システム標準化に伴う外付システム改修等業務	介護保険システム標準化に伴う外付システム改修等業務	令和7年6月13日から 令和9年3月31日まで (令和7年6月13日)	大阪市北区堂島浜 1丁目2番1号 (株)日立システムズ 関西支社	36,537,600円	当該システムの著作権を有する左記の者でなければ当該システムのシステム標準化に伴う外付システム改修等業務を行うことができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】(1)に該当)
2	障がい福祉室	障がい福祉システム改修(就労選択支援サービス追加対応)	令和7年10月に就労選択支援の障がい福祉サービスが創設されることに伴い、請求サービスコードの追加等、障がい福祉システムの改修を行うもの	令和7年6月2日から 令和7年10月31日まで (令和7年6月2日)	東京都中央区日本橋蛸殻町 1丁目38番11号 (株)アイネス	1,765,500円	当業務は、プログラム内容の修正等、開発元でなければ対応できない内容が含まれており、開発業者である株式会社アイネス営業本部に依頼することが妥当であることから、地方自治法第234条第2項及び同施行令第167条の2第1項第2号により、同社と随意交渉するものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項2号(1)【物品・委託役務関係業務】(1)に該当)

7月分については対象案件はありません。

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	高齢福祉室	第10期吹田健やか年輪プラン策定支援業務	第10期吹田健やか年輪プラン(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)の作成	令和7年8月1日から 令和9年3月31日まで (令和7年8月1日)	ジェイエムシー(株) 大阪支店 大阪支店長 仁木 海渡	16,500,000円	プロポーザル方式による契約候補者の選定を行い、当該業者を最優秀提案事業者として決定したため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】(1)に該当)
2	障がい福祉室	令和7年度吹田市障がい福祉分野のしごとの魅力発信業務委託	令和7年度吹田市障がい福祉分野のしごとの魅力発信業務(各ターゲット層に向けた効果的な広報啓発の実施)	令和7年8月27日から 令和8年3月31日まで (令和7年8月27日)	東京都世田谷区三軒茶屋1丁目36番6-203号 (特非)Ubdobe	9,846,000	令和7年度吹田市障がい福祉分野におけるしごとの魅力発信業務プロポーザル選定委員会において、プレゼンテーション等による審査により、契約候補者の選定を行いました。 なお、契約候補者との契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため随意契約とします。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項2号(1)【物品・委託役務関係業務】(1)に該当)